

2026 年 10 月 1 日版

株式会社USEN ICT Solutions

第1条 （サービスについて）

USEN GATE 02 AWS サービス（以下「本サービス」といいます。）は、Amazon Web Services, Inc.（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

2. 当社は、本サービスの提供にあたり、株式会社ネットワールド（以下「ディストリビューター」といいます。）を介して特定協定事業者のサービス調達を行います。

3. 本サービスは、特定協定事業者の販売プログラムである AWS Distribution Program の End Customer Account Model を提供します。

4. 本サービスの提供範囲は「AWS Distribution Program Authorized Services List」(<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/Solution+Provider+Program+List+of+Services.pdf>)に記載のあるサービスとします。

第2条 （約款の変更）

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 （約款の読替え）

本サービスの利用にあたっては、下記「別記」に定める特定協定事業者約款が適用されます。特定協定事業者約款の1つである「AWS Customer Agreement」の適用にあたっては、同アグリーメント内の「you（またはサービス利用者）」を「契約者」に、読み替えて準用するものとし、同アグリーメントは利用契約の一部を構成するものとします。

第4条 （適用関係）

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」および「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款のうち、日本国内における再販売モデルと抵触する条項（米国法を前提とした仲裁条項、直接の支払義務等）は適用しません。

第5条 （利用契約申込みの方法）

本サービスの利用契約（以下「利用契約」といいます。）の申込みをする者（以下「利用申込者」といいます。）は、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出するものとします。

第6条 （利用契約申込みの承諾）

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 利用契約は、当社が利用契約の申込みを承諾することにより、「御申込書」に記載の申込日に遡って、当社と利用申込者との間で成立するものとします。（当社との間で利用契約を締結した利用申込者を、以下「契約者」といいます。）

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たさないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が、当社の電気通信サービスにおいて、過去に不正使用等により契約の解除または本サービスの利用を停止された契約者と関係があり不正使用等を行うおそれがあると当社が判断したとき。
- (6) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき
- (7) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第7条 (サービス提供開始の条件と料金の支払い義務)

本サービスの提供開始日は、原則として毎月 1 日とします。

2 契約者は、提供開始月の前月末日の 3 営業日前までに、AWS マネジメントコンソールにおいて、当社が指定する「Billing Transfer (一括請求の転送)」の承諾手続きを完了するものとします。当該手続きが完了しない場合、提供開始日が翌月以降に順延されることがあり、これに起因して契約者に生じた損害について、当社は当社の責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負いません。

3 本サービスの料金（以下「本サービス利用料」といいます）は、別記料金表の定めに従うものとします。なお、従量課金分については、毎月 1 日から末日までの利用分を当該月の利用料とします。Marketplace 商品の利用料金は、申込書その他の規定にかかわらず、AWS Marketplace サイトに記載のとおりとします。

4 本サービス利用料は、AWS Organizations の管理アカウントおよびその組織内のメンバーアカウントの合計金額の利用料金とします。

5 契約者は当社に対して、本サービスの利用月の翌々月末日までに、当社が請求した金額（消費税等相当額を含みます。）を支払うものとします。

6 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

7 契約者が本サービス利用料の支払いを遅延した場合、契約者は当社に対し、支払期日の翌日から支払い完了に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第8条 (申込みの取消し)

利用申込者は、本サービスの申込み後に利用契約の申込みを取消すことはできません。

第9条 (契約者が行う利用契約の解約)

契約者は、自ら利用契約の解約を行う場合、解約日を指定し、その 1 ヶ月前までに当社所定の書面により当社に通知するものとします。（当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。）なお、指定の解約日に当社にて解約処理ができない場合、当社にて解約日を指定し利用契約を解約するものとします。

2 解約月においても、解約日までの利用実績に応じた従量料金および月額固定料金が発生し、契約者はこれを第 7 条の定めに従い支払うものとします。

第10条 (当社が行う利用契約の解除)

当社は、契約者が利用契約に基づく債務の履行を怠った場合、相応な期間を定めて契約の履

行を催告し、その催告期間内に履行がなされない場合、利用契約を解除することができます。
2 当社は、契約者に以下の各号の一に該当する事由が生じたときは、何らの通知・催告なくして直ちに利用契約を解除することができます。

- (1) 銀行取引停止処分を受けたとき
- (2) 差押、競売、滞納処分を受けたとき
- (3) 破産、民事再生、会社更生の申し立てを受け、あるいは自ら申し立てたとき
- (4) 解散の決議をしたとき
- (5) 違法行為をしたとき
- (6) 本契約に違反したとき
- (7) 電話、FAX、電子メール、郵便等による連絡がとれないとき
- (8) 当社、特定協定事業者またはディストリビューターの業務を阻害する、または信用を毀損する等、当社ならびに特定協定事業者の不利益となる行為をするおそれのあるとき
- (9) 本サービスにおいて、12ヶ月間連続して利用実績がないとき

3 前2項による解除は契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

4 当社は、当社と契約者が合意の上決定した、利用開始予定日の属する月の翌月末を過ぎても、契約者都合によって本サービスの提供が開始できない場合は利用契約を解除することができます。

第11条 （契約者の義務）

契約者は、次のことを遵守しなければなりません。

- (1) 本サービスの利用にあたって、本邦内外の法令等の定めに反しないこと。
- (2) 契約者は、本サービスを利用するためのアカウント情報、ユーザー名およびパスワード等（以下「アカウント情報等」という）の使用および管理について一切の責任を負うものとし、いかなる態様であれ、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- (3) 前項の第三者の使用により発生した利用料金は、全て契約者の負担とします。また、契約者は、アカウント情報等の紛失、盗難または漏洩が生じた場合、またはその他第三者による不正使用のおそれがある場合、もしくは実際に不正使用がなされた場合やその疑いがある事態が発生した場合には、ただちにその旨を当社に対して通知するものとします。

第12条 （不可抗力）

天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、労働争議、輸送機関の事故、その他不可抗力により、利用契約の全部もしくは一部の履行の遅延または不能を生じた場合には、当社はその責を負わないものとします。

2 前項の場合に、当該利用契約は履行不能となった部分については、消滅するものとします。

第13条 （損害賠償額）

契約者が、契約者の責に帰すべき事由により当社、特定協定事業者およびディストリビューターに損害を与えたときは、契約者は「特定協定事業者約款」の規定に従う他、当社、特定協定事業者およびディストリビューターに生じた一切の損害を賠償する責を負うものとします。

2 当社、特定協定事業者またはディストリビューターの責に帰すべき事由により契約者に損害を与えたときは、特定協定事業者約款の規定を適用するものとします。なお、当社が賠償する責を負う場合、その範囲は直接の結果として現実に生じた通常の損害に限るものとし、特別の事情によって生じた損害、逸失利益、およびデータの喪失・毀損による損害については、賠償責任を負わないものとします。また、賠償金の総額は、特定協定事業者約款に準じ、責任が生じる前の12ヶ月間に本サービスに関して契約者が当社に実際に支払った

金額を上限とします。

第14条 （個人情報の取扱い）

当社は、保有する契約者の個人情報に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）ならびに当社が別途定める「個人情報保護方針」および「個人情報の取扱いについて」（以下総称して「当社規程」といいます。）に基づいて適正に取り扱います。

2 当社規程に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者（特定協定事業者の業務委託先を含みます。）、ディストリビューターと共同利用することがあり、契約者はあらかじめこれに同意するものとします。

第15条 （業務の委託）

当社は、本サービスに関する業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとします。

第16条 （反社会的勢力の排除に対する表明保証）

利用申込者は、利用契約締結時および締結後において、自らが暴力団または暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下、総称して「反社会的勢力」といいます。）ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、ならびに自らの役員、従業員、および関係者等が反社会的勢力の構成員、またはその関係者ではないことを表明し、保証するものとします。

2 契約者が次の各号のいずれかに該当することが合理的に認められた場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 反社会的勢力に属していること
- (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していること
- (3) 反社会的勢力を利用していること
- (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていること
- (5) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
- (6) 自らまたは第三者を利用して関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたこと

3 契約者が次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合、当社はなんら催告することなく利用契約を解除することができるものとします。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第17条 （権利義務の譲渡禁止）

契約者および当社は、本利用契約上の地位ならびに本利用契約に基づく一切の権利および義務を、第三者に譲渡、承継、貸与、担保提供その他一切の処分をすることはできないものとします。

第18条 （準拠法）

本約款の準拠法は、日本国の法令とします。

第19条 （合意管轄）

契約者と当社の間で本約款および利用契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、訴額に応じて東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「AWS Customer Agreement」

<https://aws.amazon.com/agreement/>

「AWS Program Guide for End Customers」

<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/AWS+Solution+Provider+Program+--+Program+Guide+for+End+Customers.pdf>

2. 料金

本サービスの利用料金は、原則として Amazon Web Services, Inc. が公開する価格に基づき当社が算出します。Amazon Web Services, Inc. の価格改定があった場合、当該価格改定を反映して利用料金を変更されます。

2 前項にかかわらず、特定協定事業者との契約条件の変更、為替変動、社会情勢の著しい変化、その他これらに準ずる理由により、本サービスの提供コストが変動する場合、利用料金の変動することがあります。

3 本サービスにおける料金は、協定世界時（UTC）における 1 日から末日までを 1 ヶ月とします。

4 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合は、その定めるところによります。

以上